

第2次香取市教育ビジョン（案）

前期教育振興基本計画

令和2年〇月
香取市教育委員会

目 次

| | |
|---|-----------|
| 第 1 章 教育ビジョンの策定にあたって | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 目標の期間 | 2 |
| 4 計画の構成 | 3 |
| 第 2 章 教育ビジョン策定の背景 | 4 |
| 1 社会的潮流の動向 | 4 |
| 2 教育を取り巻く香取市の状況 | 12 |
| 第 3 章 教育ビジョンの姿 | 19 |
| 1 市総合計画に掲げた将来都市像 | 19 |
| 2 教育ビジョンの基本理念 | 20 |
| 3 教育ビジョンの基本目標 | 20 |
| 4 教育ビジョンの施策大綱 | 21 |
| 5 教育ビジョンの施策の体系 | 24 |
| 第 4 章 今後 5 年間に取り組む施策と事務事業 (前期教育振興基本計画) | 25 |
| 施策大綱 1 明日を拓く、人間力を育てる学校教育の推進 | 25 |
| 施策大綱 2 教育施策推進のための環境整備 | 36 |
| 施策大綱 3 次代を担う青少年の健全育成 | 43 |
| 施策大綱 4 ひらかれた生涯学習活動の振興 | 46 |
| 施策大綱 5 スポーツ活動の推進 | 49 |
| 施策大綱 6 郷土を愛する心を育む文化の継承 | 52 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 第5章 計画の推進に向けて | 58 |
| 1 推進体制の確立..... | 58 |
| 2 市総合計画の重点プロジェクトとの整合..... | 58 |
| 3 計画の周知と各種情報の収集・発信..... | 59 |
| 4 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し..... | 59 |



教育ビジョンの策定にあたって

1 策定の趣旨

香取市教育委員会は、平成 22 年 3 月に香取市教育ビジョン（平成 22 年度～平成 31 年度）を策定し、「歴史と文化に包まれて、心豊かな人を育むまちづくり」を基本目標に掲げ、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

国は、平成 30 年 6 月に第 3 期教育振興基本計画を閣議決定し、平成 30 年度から令和 4 年度までの計画期間における、五つの基本的な方針と 21 の教育政策の目標などを取りまとめました。

同計画では基本的な方針として、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5 教育政策推進のための基盤を整備する」を打ち出しています。また、令和 2 年度からの新学習指導要領に新たに掲げられた前文には、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会^{*}の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されています。

このような流れの中、香取市教育委員会においては、平成 22 年に策定した香取市教育ビジョンについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき毎年度実施している、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行についての点検・評価などを活用して、これまでの取り組みから課題を検証し、新たな教育ビジョンを策定します。

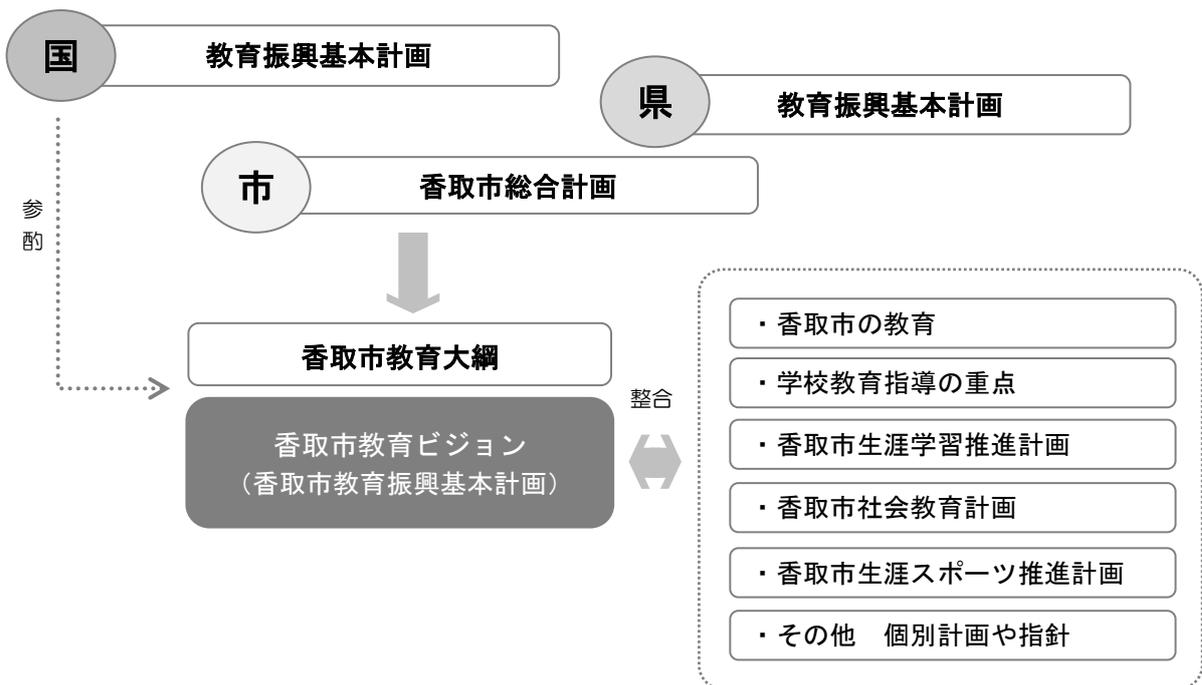
^{*}持続可能な社会・・・将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

2 計画の位置付け

○このビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づく「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものであり、香取市において、目標年度である令和11年度までの10年間に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。また、本計画は、香取市を取り巻く社会状況の変化を反映するとともに、国の教育振興基本計画及び「新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン」を踏まえて策定しており、今後の香取市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。

○このビジョンは、市政運営の指針「香取市総合計画」を上位計画として、その教育・文化分野の目標を達成するためのものです。また、香取市の教育、学校教育指導の重点、香取市生涯学習推進計画、香取市社会教育計画、香取市生涯スポーツ推進計画等と整合性を図るものです。

【教育ビジョンの位置づけ】



3 目標の期間

香取市教育ビジョンの期間は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10年間とし、令和2年度から令和6年度までを前期計画、令和7年度から令和11年度までを後期計画とします。

4 計画の構成

- このビジョンは、「教育ビジョン」、「前期教育振興基本計画」の2編で構成します。
- 教育ビジョン編（第1章～第3章）では、ビジョンの策定趣旨等を示すとともに、社会的潮流の動向や教育改革の流れを把握し、教育の現況と課題を整理します。その上で、将来の香取市の将来都市像を踏まえ、本市教育の基本理念、基本目標、具体的な施策の方針などを示し、今後10年間にわたる本市教育が目指すべき方向を明らかにします。
- 前期教育振興基本計画編（第4章、第5章）では、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、千葉県教育の戦略的なビジョン等を踏まえ、香取市総合計画の達成に向けた教育行政計画として位置づけます。



教育ビジョン策定の背景

1 社会的潮流の動向

(1) 教育に関する国の制度改正等

① 教育基本法の改正

平成 18 年の教育基本法の改正により、新たに「公共の精神」の尊重、「生命の尊重と自然を大切にする態度」の育成、「伝統や文化」の尊重、「国際社会の平和と発展」に寄与する態度等が教育の目標に位置づけられるなど、新しい教育の基本理念が示されました。また、「生涯学習の理念」「家庭教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などの条項が新設されました。

② 新たな地方教育行政制度の開始

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化など、教育委員会制度の改革が行われるとともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

③ 第 3 期教育振興基本計画の策定

国は、平成 30 年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」を閣議決定し、平成 30 年度から令和 4 年度までの計画期間における、5 つの基本的な方針と 21 の教育政策の目標などを取りまとめました。

④ 学習指導要領の改訂

平成 27 年 3 月の学校教育法施行規則の改正により、平成 29 年 3 月に学習指導要領が改訂されました。その改訂には、学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力[※]」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい、これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい、そして、明るい未来を、共に創っていききたい、そうした願いが込められています。

※生きる力・・・予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

⑤ いじめ防止対策推進法の施行

平成 25 年 6 月にいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため「いじめ防止対策推進法」が制定され、国や地方公共団体、学校の責務や基本方針の策定、組織の設置等について規定されました。

⑥ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行

不登校の児童生徒に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。

⑦ 特別支援教育に係る法改正等

平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正され、障害者の権利に関する条約の規定の趣旨を取り込む形で差別の禁止が規定されたことを受け、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。

また、平成 25 年 9 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令の一部が改正されました。

⑧ 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律

小中一貫教育を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 6 月に成立しました。改正法では、小中一貫教育を行う新たな学校を「義務教育学校」と規定し、「5・4」制や「4・3・2」制など、9 年間を見通した教育課程の編成が設置者の判断で柔軟に運用することが可能となりました。

※インクルーシブ教育システム・・・人間の多様性を尊重し、障害者が精神的及び身体的な能力を最大限発達させ、社会に自由に参加することを目指し、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

⑨ 子ども・子育て支援新制度の開始

平成 27 年 4 月に「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指し、社会全体で子ども・子育て家庭を支援するという方向性が示されました。

⑩ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 26 年 1 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。それを受け平成 26 年 8 月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」では、重点施策の一つに「教育の支援」を挙げ、幼児教育の無償化や高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減、学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援、きめ細かな学習指導による学力保障などを掲げています。

⑪ 社会教育関連法の改正

平成 18 年の「教育基本法」の改正を踏まえ、平成 20 年に社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規程について、「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」の一部が改正されました。

また、平成 29 年には、さらに「社会教育法」の一部が改正され、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と協働、連携して子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動^{*}」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ずることなどが規定されました。

^{*}地域学校協働活動・・・地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第 5 条第 2 項に規定されている。

⑫ 第2期スポーツ基本計画の策定

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改正し、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。

この「スポーツ基本法」の理念を具体化し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、「スポーツ基本計画」が策定されました。

平成29年4月に策定された「第2期スポーツ基本計画」では、スポーツの主役は国民であり、国民に直接スポーツ機会を提供するスポーツ団体等であるとし、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となって施策を推進していくことが必要だとしています。

⑬ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を策定

持続可能な開発目標（SDGs[※]）をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組みも広がっています。国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組みを推進しており、本市においてもこの取組みを踏まえた事業の展開が求められています。

（2）教育を取り巻く我が国の状況

① 社会経済情勢の急激な変化

近年、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。また、我が国は、少子高齢化の急激な進行に直面しており、同時に、社会的格差等の問題も指摘されていることから、社会的・経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく質の高い教育を受けられる教育安心社会の実現が求められています。

※SDGs（エス・ディー・ジーズ）・・・「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27年9月、国連サミットで採択された成果文章「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」の柱として、世界共通の17のゴール（目標）、目標ごとの169のターゲットから構成されている。国連に加盟している193の国・地域が令和12年（2030年）を期限に達成をめざすもの。

② 少子化の状況

我が国の人口は、平成 20 年をピークとして減少局面にあり、令和 12 年にかけて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が我が国の総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、OECD*の予測では、生産年齢人口の割合が OECD 加盟国中最下位になるとされています。また、我が国の小学校・中学校・高等学校の児童生徒数はいずれも近年減少傾向にあり、平成 29 年度の学校基本調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

③ 高度情報化の進展と技術革新

スマートフォンなど情報通信技術の向上による SNS（Social networking service）の普及や高度情報化の進展、さらには AI（人工知能）や IoT（Internet of Things）等の急速な技術革新により、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化しており、それらの変化に対応した教育や学習機会を提供していくことが必要です。

④ 情報の氾濫

インターネットをはじめ、様々な情報が氾濫している現代において、その中から必要な情報を取捨選択し分析、加工して知識として活用していくことが求められています。情報に対しての社会的な理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、自制心を持ちつつ、適切に評価し活用する能力と態度を身に付けることが重要です。

⑤ グローバル化の進展

グローバル化が進展している中、主体的に物事を考え、多様なバックグラウンドをもつ人に自分の考えを分かりやすく伝え、文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、相手の立場に立って互いを理解できる人材の育成が必要です。また、そうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、新しい価値を生み出すことができるような機会を提供する必要があります。

※OECD・・・「Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構」の省略。加盟国は 35 か国となっており、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としている。

⑥ 子どもの学力について

我が国の児童生徒の学力の現状について、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項があるものの全体としては一定の成果が認められます。

一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があることも明らかとなっています。全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた指導方法の改善の提案など、一層のきめ細かな対応が必要です。

⑦ 子どもの生活習慣や心の育成について

行き過ぎた個人主義の風潮や社会全体のつながりの薄れ、異なる文化や価値観等を持った人々との交流や各種体験の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成の重要性が依然として指摘されています。

小・中学校においては、不登校児童生徒の増加、小1プロブレムや中1ギャップ、学級崩壊、いじめや自殺等の課題があげられ、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

⑧ 子どもの体力について

国の「第3期教育振興基本計画」では、子どもの体力が昭和60年頃と比較すると低い状況にあり、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られると指摘しています。また、食習慣の乱れなど、現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や食育[※]に取り組んでいくことが求められています。

⑨ 在留外国人の増加

外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格「特定技能」を盛り込んだ「改正出入国管理法」が、平成31年4月に施行され、今後、在留外国人の増加が予想されます。また、外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍である子どもについては、ともに増加傾向にあり、その母国語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められています。

※食育・・・「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

⑩ 大規模災害からの教訓

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災地では、災害から復旧、復興に向けた取り組みを進めていく中で培われた、助け合いやボランティア精神など、人々や地域間等のつながり（絆）の重要性などを再認識することになりました。

災害に対しては、防災についての正しい知識を身に付けるとともに、自分の身を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要です。学校と家庭、地域、行政が連携・協力し防災教育、防災訓練を実施するなど、平素の防災、発災時の対応、減災について、効果的に取り組むことが必要です。

⑪ 地域コミュニティや家庭の状況の変化

都市部の中には、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況がおきています。

また、家庭では、三世代世帯の割合が低下や、ひとり親世帯の割合が上昇するなど家族の形態が変化しています。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

⑫ 持続可能な地域づくりに向けた取り組み

人口減少や少子高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や急速な社会経済環境の変化を受け、今後、地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応し、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが重要です。

こうした中で、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取り組みを行っていくことが必要です。

⑬ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後の取り組み

令和 2 年に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機にスポーツに対する市民意識の高揚と、継続的にスポーツに親しむ市民の増加が予想されます。大会終了後も、有益な遺産（レガシー）を引き継ぎ、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる「スポーツ立国」の実現に向けた取り組みが求められます。

⑭ 部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定

平成 30 年 3 月に、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、生徒が生涯にわたって健康的な生活を送るうえでの基盤となる運動習慣の確立や、バランスのとれた心身の成長や学校生活を重視し、生徒のスポーツ活動が地域・学校等に依りて多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインでは、運動部活動に係る活動方針・計画の策定や、部活動指導員の配置による指導・運営体制の構築等、運動部活動の適切な運営のための体制整備など、地方公共団体、学校の設置者、校長、スポーツ団体等に対し、改革のための速やかな取り組みの実施が求められています。

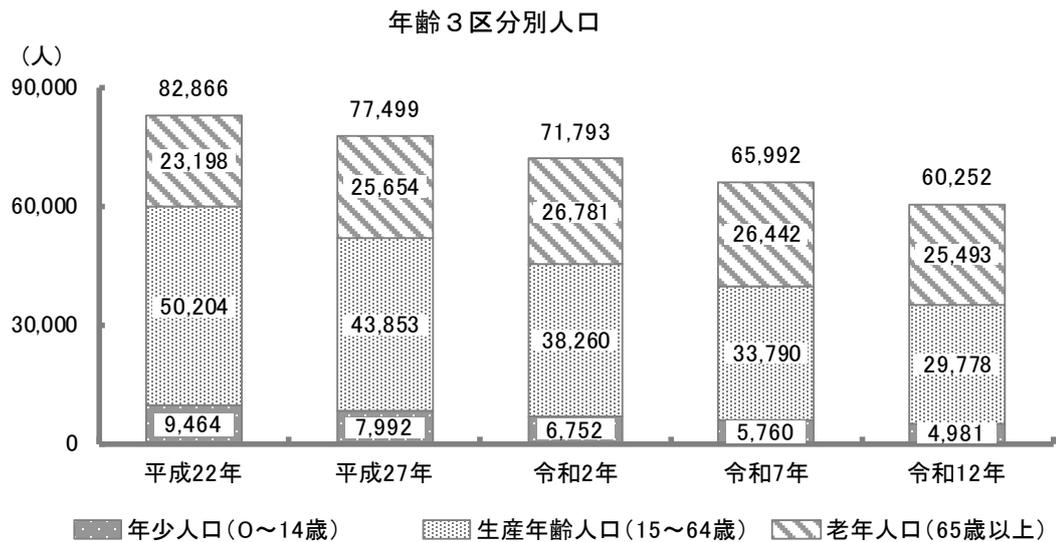
⑮ 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引の策定

全国的に児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が大きな問題となっている中、国は、平成 27 年 1 月に、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、同年 7 月に、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を作成し、学校の適正規模化、学校施設の長寿命化を促進しています。

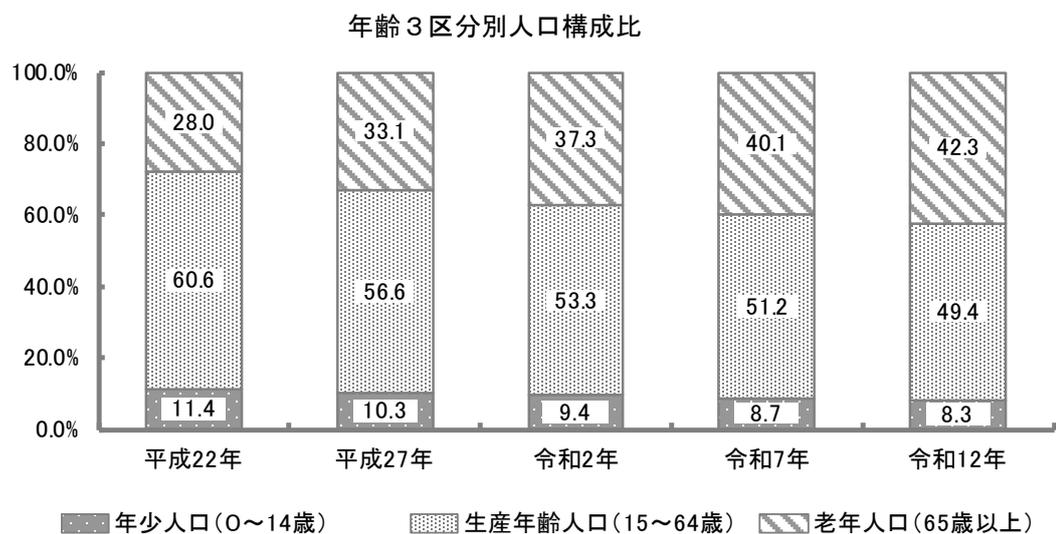
2 教育を取り巻く香取市の状況

① 人口の推移と推計

〇本市の人口は、減少傾向で推移しており、令和12年には60,252人と推計されています。年齢3区分別人口構成比においても、65歳以上の人口の割合は増加し、64歳以下の人口の割合は減少しています。

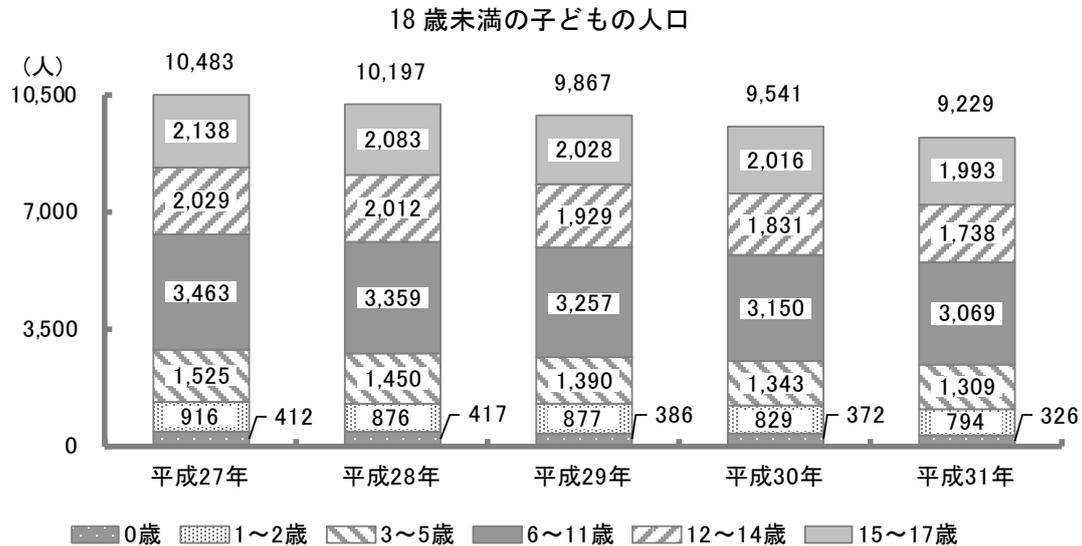


資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）



資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

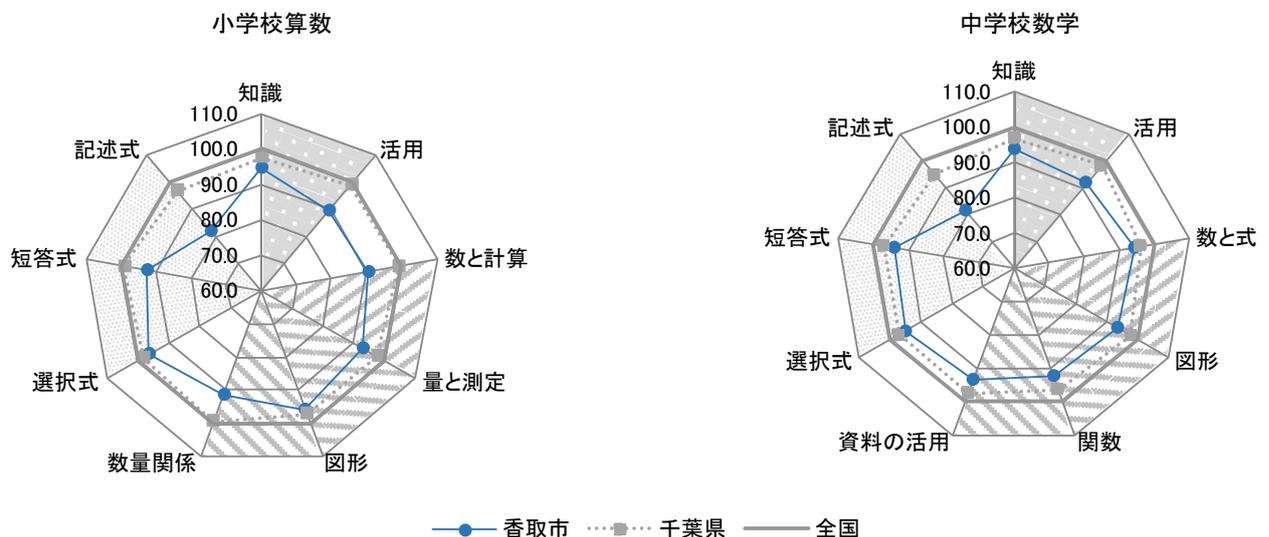
○本市の18歳未満の子どもの人口は、平成31年4月1日現在で9,229人となっています。すべての年齢について減少傾向となっています。



② 学力調査の状況

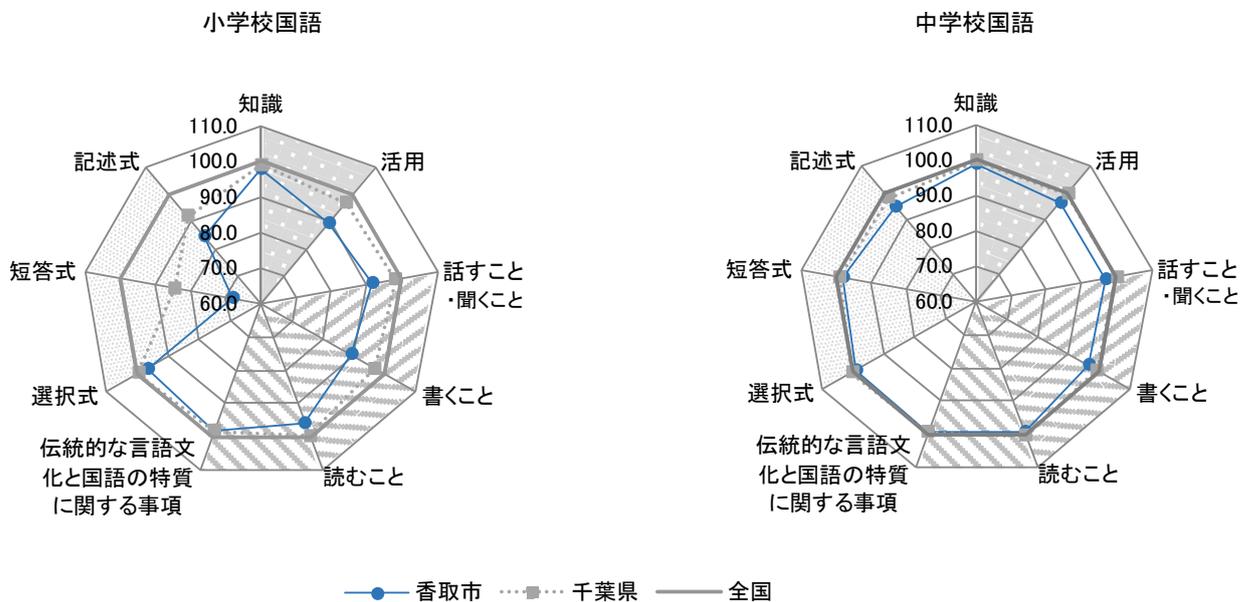
○平成30年度全国学力・学習状況調査では、小学校・算数の傾向は、「知識」、「活用」ともに全国平均を下回っています。特に「活用」に関して課題が見られます。領域別では、すべての領域で全国平均を下回っています。特に「数と計算」、「数量関係」に課題が見られます。問題形式別では、特に「記述式」が課題となっています。

○中学校・数学の傾向は、「知識」、「活用」ともに、全国平均を下回っています。特に「活用」に課題が見られます。領域別では、すべての領域で全国平均を下回る結果となっています。問題形式別では、すべてが下回る結果となりました。特に「記述式」が課題となっています。



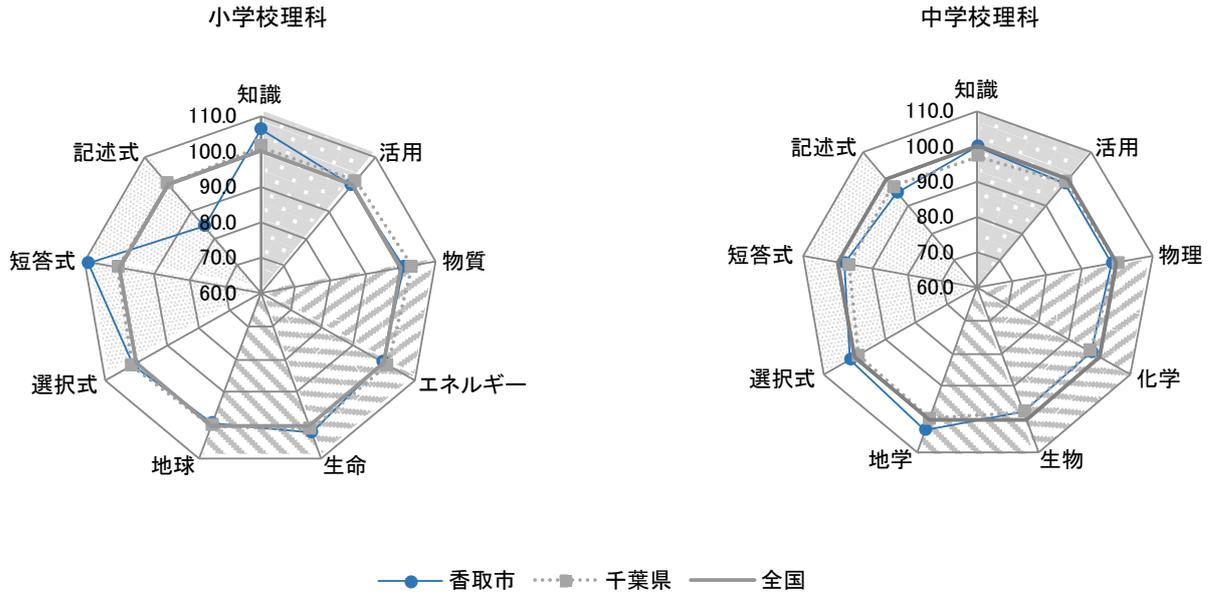
○小学校・国語の傾向は、「知識」は全国平均と同程度で、「活用」は全国平均を下回っています。領域別では、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が全国平均と同程度でした。「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」は全国平均を下回り、課題が見られます。問題形式別では、「選択式」が全国平均と同程度で、「短答式」、「記述式」に課題が見られます。

○中学校・国語の傾向は、「知識」は全国平均と同程度で、「活用」はやや下回りました。領域別では、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」が全国平均よりやや低く、「読むこと」と「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」は、同程度となっています。問題形式別では、「記述式」に課題が見られます。



○小学校・理科の傾向は、「知識」は全国平均を上回り、「活用」は同程度で、全体的に概ね良好といえます。領域別では、「生命」が全国平均を上回り、他は同程度でした。問題形式別では、「短答式」が全国平均を上回りましたが、「記述式」に課題が見られます。

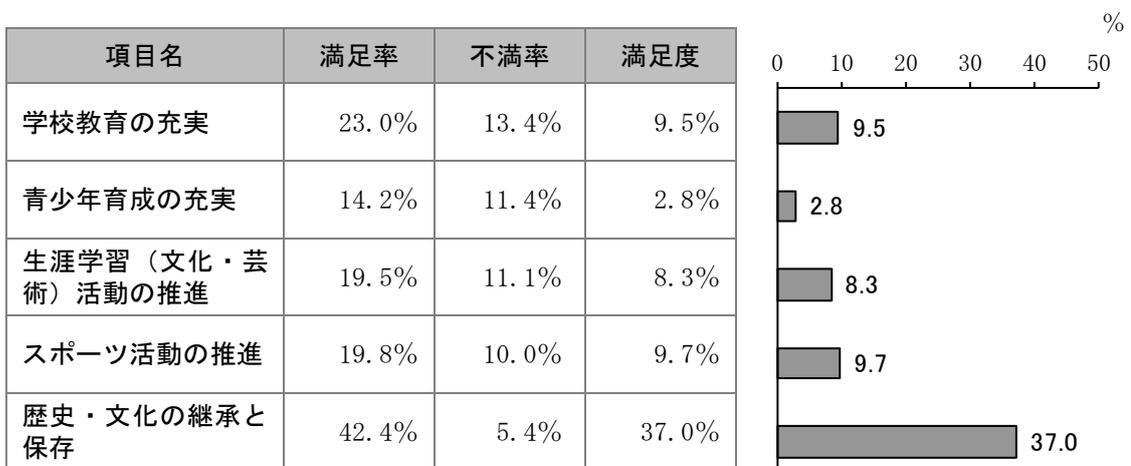
○中学校・理科の傾向は、「知識」は全国平均をやや上回り、「活用」は同程度でした。全体的に概ね良好といえます。領域別では、「地学的領域」が全国平均を上回り、「化学的領域」「生物的領域」がやや下回りました。問題形式別では、「記述式」にやや課題が見られます。



③ 市民意識調査（平成 29 年）の調査結果

○「香取市のこれまでの取り組み内容に対する満足度（満足度）」に関する市民の意識をみると、満足度（満足率－不満率）は、「歴史・文化の継承と保存」は 37.0%（2/42 位）、「スポーツ活動の推進」は 9.7%（11/42 位）、「学校教育の充実」は 9.5%（12/42 位）、「生涯学習（文化・芸術）活動の推進」は 8.3%（15/42 位）、「青少年育成の充実」は 2.8%（21/42 位）となっており、教育分野の取り組みの満足度は他分野と比較し、高い位置にあることがわかります。

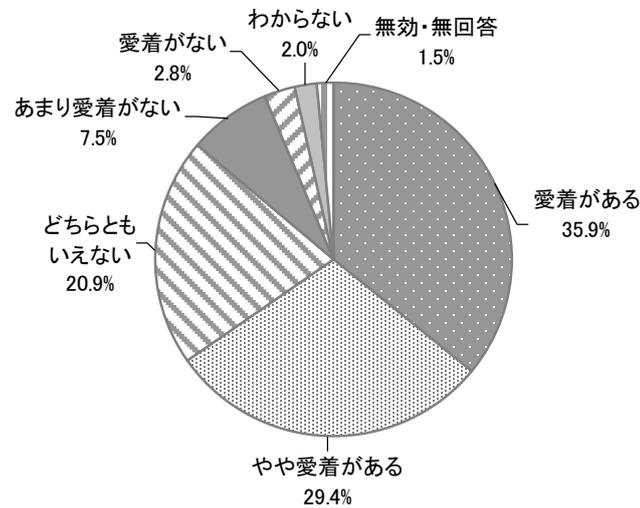
香取市の取り組み（施策）の満足度



資料：平成 29 年香取市市民意識調査

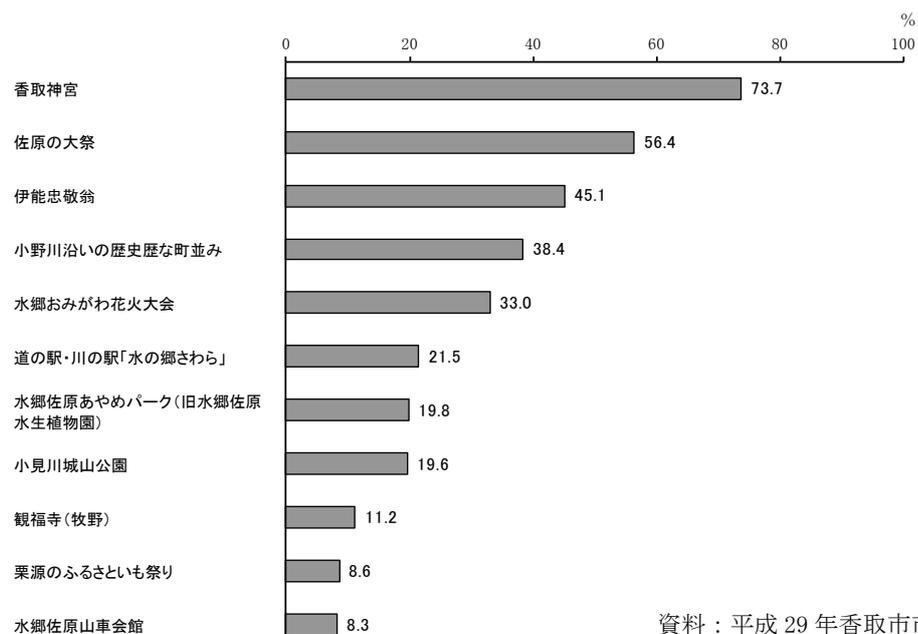
※抜粋

○香取市に愛着をもっているかの質問について、「愛着がある」と回答した人が最も多く、35.9%となっています。次いで「やや愛着がある」が29.4%となっています。



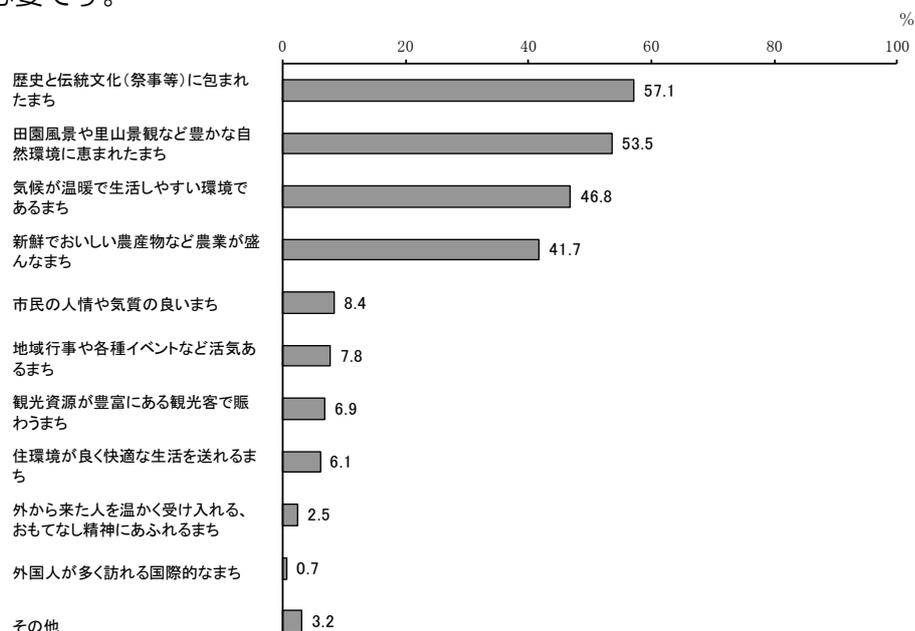
資料：平成 29 年香取市市民意識調査

○香取市の誇れるものは何かの質問について、「香取神宮」と回答した人が最も多く、73.7%となっています。次いで「佐原の大祭」が56.4%、「伊能忠敬翁」が45.1%、となっており、歴史遺産に対する市民の愛着の高さがわかります。



資料：平成 29 年香取市市民意識調査
※上位のみ抜粋

○香取市にどのようなイメージをもっているかについて、「歴史と伝統文化（祭事等）に包まれたまち」と回答した人が最も多く、57.1%となっています。子どもを取り巻く教育環境の強みとして、歴史と伝統文化にふれる機会をさらに充実していくことが必要です。



資料：平成 29 年香取市市民意識調査

④ その他

○本市では、平成 22 年 7 月に「香取市学校等適正配置計画実施プラン」を策定、平成 27 年 5 月には第 1 次改定を行い、市民協働で適正配置を推進しています。そのプランに基づき、小中学校の再編統合を進めた結果、平成 22 年から平成 31 年の間で、小学校数は 25 校から 17 校に、中学校数は 8 校から 7 校にそれぞれ減少しています。

○平成 30 年までに築 40 年を経過し大規模改修工事が完了していない学校施設は 15 棟あり、老朽化対策が急務となっています。平成 30 年 8 月に、長寿命化が可能な施設については長寿命化することを前提に、コストの縮減と平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的に、「香取市学校施設長寿命化計画」を策定しました。

○発達障害の可能性のある子どもを含めた特別な支援を必要とする、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の構築に向け、学校での支援体制の充実が求められている中、特別支援教育の推進のため管理職及び通常学級担任の特別支援教育への理解を深める必要性から、専門家を招き、実践的な指導技術について学ぶ機会を設けています。

- 長期欠席児童生徒（長欠）対策として、家庭向けリーフレットの配付、電話相談「香取市ほっとダイヤル」「香取市いじめメール相談」の開設、教員研修、学校訪問等での聞き取りを行うとともに、学校・関係課・関係機関と連携し対応にあたっています。ここ数年、長欠率は増加（市：1.8%）していますが、国・県平均（国：2.1%、県：2.3%）と比較して依然低い値となっています。
- 全国的に、急速な少子化、インターネットやスマートフォンをはじめとする情報の氾濫、厳しい雇用情勢など子どもを取り巻く環境が大きく変わってきている中、子ども会活動では、少子化や仕事等による多忙から、役員の担い手が不足し、市子ども会育成連合会からの脱退が発生しています。現在、地域住民の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援しており、今後も期待されています。
- 高齢化が進む中、生涯学習のニーズと重要性が一段と高まっています。生涯学習の拠点となる公民館での講座や教室も市民ニーズを捉え好評で、市民に積極的に活用されています。図書館では読書手帳の導入により、15歳未満の新規登録者が増加するとともに、市図書館ウェブサイトでの予約、貸出延長などが可能となり、利便性が向上しています。
- 人材バンク事業では、生涯学習ボランティアの派遣と子ども体験学習を実施しており、ボランティア派遣事業については、学校、福祉施設などへの派遣が主であり、子ども体験学習事業は小学生と地域住民の交流の場として認識されつつあります。



教育ビジョンの姿

今後 10 年間に目指すべき香取市の教育のあり方を、「基本理念」「基本目標」「教育ビジョンの施策大綱」として示します。

1 市総合計画に掲げた将来都市像

市総合計画において、将来の都市像は、香取市が将来に向けて目指すべき「まちの姿」を示すものです。目標年度である令和 11 年度（2027 年度）に向けた香取市の将来都市像を、次のように掲げています。

豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取
～人が輝き 人が集うまち～

「豊かな暮らしを育む」とは…

老若男女を問わず、香取市に関わるすべての人が、日々の暮らしの中でそれぞれの希望や理想の実現に向けて、活動し活躍できるまちを目指します。

「歴史文化・自然の郷」とは…

豊かな自然と、歴史・文化などの地域資源を活かしながら、郷土の誇りと愛着を育みます。

「人が輝き 人が集う」とは…

市民が健康で豊かな生活を送るとともに、市内外から多くの人が集まり交流することで、互いに高めあい、さらに賑わいに溢れたまちを目指します。

|| 2 教育ビジョンの基本理念

市総合計画に掲げている将来都市像を、目指すべき「まちの姿」としてとらえ、教育を取り巻く香取市の状況から、香取市がめざす教育のあり方と方向性を位置づけます。香取市の将来を担う子どもたちが、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むことができるよう、教育環境の是正や高度情報社会に対応した学習環境を整備するとともに、香取市の家庭や地域の教育力の向上に向けて取り組みます。

【教育ビジョンの基本理念】

- (1) 自分をかけがえのない存在と実感し、夢や志に向かって、自分の力や個性を最大限発揮するとともに、変化の激しい社会をすすんで学び自分で判断しながら生き抜く力を育成します。
- (2) 子ども、保護者が孤立しないように、家庭・地域・職場等で豊かな人間関係を築き、互いに学びあい、支えあうことができ、互いに責任を果たしつつ、市民が主体的に参加する地域全体での教育の向上に取り組むまちを目指します。
- (3) 柔軟な思考と広い視野を持って、「ふるさと香取」の歴史や文化を学び、自然そして人を愛する心を育成し、生涯を通して学びつづける環境を整備します。

|| 3 教育ビジョンの基本目標

教育ビジョンは、基本理念を念頭に、市総合計画に掲げている「教育・文化の振興」を踏まえ、教育ビジョンの基本目標を以下のとおり位置づけます。

歴史文化・自然に包まれて、 たくましく心豊かな未来を創る人づくり

香取市の子どもたちが、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造し、未来を担う人となることを願います。そのために、変化の激しい社会をたくましく心豊かに生き抜く力を育成することが必要です。

年齢、性別、国籍、障害の有無など多様な人々の一人ひとりが互いの人格を尊重し支えあいながら幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果たし生き生きと活躍できるようにしていくことが重要であり、香取市の歴史文化・自然に包まれた教育を通じて全ての人が持つ可能性を開花させることで、豊かで安心して暮らせる社会を実現していきます。

4 教育ビジョンの施策大綱

教育ビジョンの基本目標に基づき、「教育・文化の振興」を具現化するため、次の6つの施策大綱とその方針を定め施策を推進します。

施策大綱1 明日を拓く、人間力を育てる学校教育の推進

教育の出発点である就学前教育・保育から遊びを通じた学びの基礎力や道徳心を育成します。また、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、他者への理解や思いやりを育むため、豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。

あわせて、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うため、関係機関との連携をさらに進め指導・支援体制の強化を行うとともに、変化の激しいグローバル社会で自分らしい生き方を実現するためのキャリア教育^{*}や英語教育をさらに推進します。

- 方針（1）学習意欲の向上と確かな学力の定着
- 方針（2）豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- 方針（3）一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供
- 方針（4）未来を切り拓く力の育成

施策大綱2 教育施策推進のための環境整備

子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えるため、優れた外部人材の積極的な活用や時代の変化に対応できる長期的な視点を持った施設・設備等の計画的な整備を図ります。

また、学校経営改革として学校における組織体制や教職員の働き方を見直すとともに、専門家など多様な人材を活用した教育相談体制や家庭教育を支える取り組みを推進します。

- 方針（1）学校・教職員の教育力の向上
- 方針（2）安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

^{*}キャリア教育・・・望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

施策大綱 3 次代を担う青少年の健全育成

香取市の次代を担う青少年が、社会との関わりの中で自立した個人としての自己を確立し、社会に適応できるよう、関係する機関や団体と連携を図りながら、青少年活動の推進と、団体や指導者の育成などその活性化に向けた体制づくりを進めていきます。

さらに、地域住民の学校教育活動への協力と、児童生徒の地域活動への参加という双方向のつながりによる子どもの居場所づくりや、学校を核とした地域づくりを積極的に進めることで、地域の未来の担い手である子どもたちの学びや成長を地域全体で支え、持続可能な地域づくりを推進します。

方針（１）次代を担う青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

施策大綱 4 ひらかれた生涯学習活動の振興

人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動やスポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、市民の自主的な芸術文化活動を支援するとともに、文化芸術団体の育成を図ります。

人とのネットワークを育み、広く強いつながりの力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

方針（１）多様な学びをつなぐ生涯学習活動の振興

施策大綱 5 スポーツ活動の推進

気軽に参加できる各種スポーツ大会や教室等を通して、市民が主体的にスポーツに取り組むことができる環境を整備していきます。

香取市の特色である水上スポーツの振興も図りつつ、スポーツをする楽しさと、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力や豊かな人間性・社会性を育成します。

方針（１）ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

施策大綱 6 郷土を愛する心を育む文化の継承

本市は、水と緑の恵み豊かな自然環境に生まれ、舟運により発展した歴史と伝統文化が息づく古い町並み、河川、水路などの水郷地帯や田園風景が、今も残されている地域です。

豊かな自然環境と長い歴史の中で育まれてきた本市固有の伝統や文化について、先人の教えを学び、それを守っていくと同時に、心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に向け、数多くの文化資源を持つ誇りある歴史のまちとしての特性を活用し、重要伝統的建造物群保存地区における建造物の保存、文化財の調査・保存、伝統芸能や祭事の伝承などを推進していきます。

また、香取市ならではの資源を身近に感じることでできる取り組みを通じ、市民が香取市の歴史文化により一層興味・関心を持ち、理解を深めることで、郷土への誇りやふるさと意識の高揚を図ります。

方針（１）地域社会総がかりによる歴史文化の継承

方針（２）地域の自然を活用した教育環境の充実

5 教育ビジョンの施策の体系

[基本目標]

[施策大綱]

[方針]



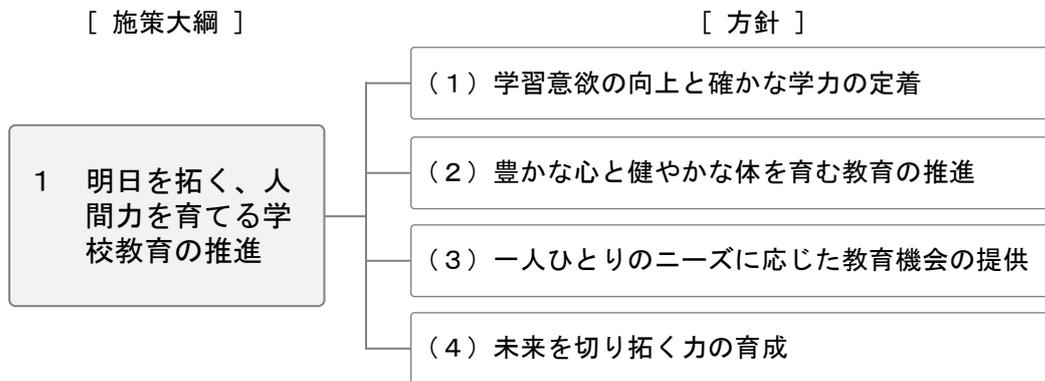


今後5年間に取り組む施策と事務事業 (前期教育振興基本計画)

本市において、今後5年間に取り組む主な施策と事務事業を、施策大綱とその方針に基づき掲げます。

施策大綱1 明日を拓く、人間力を育てる学校教育の推進

■施策の体系



(1) 学習意欲の向上と確かな学力の定着

■香取市の現状と課題

本市では、個別学習やグループ学習、学習内容の習熟の程度に応じた補充・発展的な学習等を取り入れ、個に応じたきめ細やかな指導を行っています。

子どもたちにとって楽しい学校、分かりやすい授業を実現するために、教員の指導方法や指導内容の改善が求められています。子どもたちが知識や技能を活用するために必要な思考力、判断力、表現力を育成することに加え、幼児期・小・中学校の連続した学びや生活指導・学習指導を充実させるために、計画的な指導法の研究に向けた支援が必要です。

子ども一人ひとりの学びに向かう力・人間性等を高め、個性や能力を伸ばしながら、すべての教科において、学習意欲や基礎的な知識や技能、思考力・判断力・表現力等といった確かな学力を育成することが求められます。

■ 施策の方向（施策の視点）

- ① 基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着
- ② 社会の進展に対応できる教育の推進
- ③ 読書活動の充実
- ④ 幼児教育の推進と就学前・義務教育間の円滑な接続
- ⑤ 高等学校・大学等との連携促進

■ 施策の内容

① 基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着

確かな学力を育むため、個々に応じた指導などにより学習意欲の向上を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 少人数指導・習熟度別指導の実施 | 児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、個別学習やグループ学習、学習内容の習熟の程度に応じた補充・発展的な学習等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行います。 | 学校教育課 |
| 教職員の指導技術の向上 | 教職員への研修の充実と、指導主事による授業参観をとおして、指導技術の向上を図り、充実した授業を目指します。 | 学校教育課 |
| 確かな学力の育成 | 全国学力・学習状況調査結果を分析し、学習指導を工夫・改善して、児童生徒の学力の向上を図ります。「指導のリーフレット」や「家庭学習の手引き」を活用し、学習形態の改善と学習習慣の定着を図ります。 | 学校教育課 |

② 社会の進展に対応できる教育の推進

子どもたちのICT*活用能力の向上や適切な情報モラル*理解を図るとともに、習得、活用、探究という学習過程の中で、子どもが自ら興味を持てるような授業づくりに向けて、探究的な学習の充実を図ります。

*ICT・・・Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

*情報モラル・・・情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 情報・科学技術教育の充実 | 情報活用能力の向上を図るために、パソコン及びインターネット等の環境整備を行い、情報教育の推進を図ります。 情報教育の研修会を実施し、教職員のスキルアップを図り、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。 | 学校教育課 |

③ 読書活動の充実

家庭・地域・学校・図書館等が連携を取りながら、子どもの興味や関心を尊重しつつ、自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身につけていけるように、家読（うちどく）をはじめ、子どもの読書活動を推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------|---|-------|
| 読書活動の充実 | 朝の読書活動の実施や読書履歴の蓄積、読書感想文への取り組みなど読書活動を充実させ、自ら進んで読書に親しむ意欲と態度を育成します。 学校司書の配置を推進し、読書活動の充実を図ります。 | 学校教育課 |

④ 幼児教育の推進と就学前・義務教育間の円滑な接続

幼保連携を視野に入れて、幼保一元化施設の整備を推進するとともに、幼稚園と保育所、小学校などとの交流を促進することによって、就学前教育の充実を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------|--|---------------------------|
| 幼稚園教育の充実 | 幼稚園の運営支援を行うとともに、幼稚園と家庭教育との連携、保育所との連携、また幼稚園と小学校との交流促進を図ります。 | 学校教育課 |
| 幼保一元化施設整備 | 老朽化した保育所・幼稚園の改廃にあわせ、幼保一元化に係る施設整備を推進します。 | 子育て支援課 教育総務課 |
| 幼稚園・保育所交流事業 | 子どもの生活と発達を継続して支えていくため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園が連携し、円滑な情報交換等が図れるよう必要な支援を行います | 学校教育課 子育て支援課 |
| 子育て支援ネットワーク | 身近な教育・保育施設や家庭、地域を結び、子育てに関わるすべての人を協働で支援するネットワークづくりを構築します。 | 学校教育課 子育て支援課 健康づくり課 |

⑤ 高等学校・大学等との連携促進

個性豊かで活力に満ちた地方の創生に資することを目的として、高次の教育機関である高等学校、大学等と連携・協力し、地域課題について学術的に対処できる健全な人材を育成するとともに、学術の成果を広く地域社会に還元することを目指します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 高等教育機関との連携促進 | 高等教育機関との連携として、中学校と高等学校との人事交流や、千葉工業大学との包括的連携事業、スポーツ活動を通じた大学等との連携・協力を促進します。 | 学校教育課 |
| 就学支援制度の充実 | 就学支援制度の充実により、大学等への就学支援を行います。 | 学校教育課 |

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

■香取市の現状と課題

市教育委員会主催の教職員を対象とした人権研修会を実施し、人権への正しい理解と認識を深めることで、指導力と資質の向上を図っています。

人権尊重の理念についての正しい理解や実践できる態度の育成を目指し、教育活動全体を通して人権教育を推進するとともに、体験的な学習活動などを通じて心の教育・道徳教育の充実を図ることが求められます。

また、食育指導の充実など保護者とも連携しながら教育活動全体を通じて子どもの体力の向上を図っていくことが必要です。

■施策の方向（施策の視点）

- ① 道徳・人権教育の充実
- ② いじめ問題への適切な対応
- ③ 不登校問題への取り組み組み
- ④ 体力向上の推進
- ⑤ 食育の推進

■施策の内容

① 道徳・人権教育の充実

自分や他者を大切にする思いやりの心を育む道徳・人権教育の一層の推進を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------|--|-------|
| 道徳教育の充実 | 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成するため、「考え、議論する道徳」を目指し、研修会を実施し、道徳科の充実を図ります。各学校では、道徳教育推進教師を中心として学校の実態に応じた計画を立て、指導の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 人権尊重教育の充実 | 教職員対象の人権研修会を実施し、教職員の人権尊重教育に対する意識を高め、心の教育を充実させます。 | 学校教育課 |

② いじめ問題への適切な対応

いじめを生まない、許さない学校づくり、そして学校、家庭、地域及び関係機関が緊密に連携して未然防止や早期発見・早期対応に向けた取り組みを実施していきます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| いじめ問題への適切な対応 | いじめ問題に組織的に対応できる指導體制の充実を図ります。香取市いじめ対策連絡協議会等設置条例により、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題調査委員会」を設置し、未然防止及び早期発見、早期解決に努めます。児童生徒、保護者向け啓発リーフレットを配付するとともに、電話やメールでの相談を受け付け対応しています。 | 学校教育課 |

③ 不登校問題への取り組み

児童生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組めます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 不登校問題への取り組み | 不登校児童・生徒に対し、家庭、学校、関係機関が連携し、継続的な支援と、早期解決を目指します。毎月各学校から提出される長期欠席児童生徒現況報告をもとに、現状を把握し、支援しています。教育支援センター「ふれあいステーション」を開設し、教育相談や学習支援を行っています。 | 学校教育課 |

④ 体力向上の推進

子どもたちが健やかな体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 健康教育・学校体育の充実 | 心身の発達段階に応じた健康教育を推進し、運動に親しむ資質、能力の育成、体力の向上を図ります。学校保健委員会を開催し、学校、家庭、地域が一体となって児童、生徒の健康づくりの推進を図っています。食に関する指導の全体計画を作成し望ましい食生活を送ろうとする態度を育成しています。 | 学校教育課 |

⑤ 食育の推進

日本の四季を伝える行事食や文化・風土を伝える郷土料理などの和食を中心とした給食やアレルギー等の疾患への対応、食育への関心を高める取り組みを推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------|--|-------|
| 学校給食の充実 | 安全でおいしい給食を提供するため、施設整備の充実、衛生管理の徹底や給食内容の充実を図ります。 | 学校教育課 |

(3) 一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供

■香取市の現状と課題

特別支援教育コーディネーター、支援員、管理職や通常学級担任など、校内のそれぞれの立場から適切な支援ができるような研修を実施し、教職員の専門性の向上を図っています。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的、継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成しています。

障害者差別解消法の施行を受けて、市としての取り組みの充実と発展が必要となっています。そのためにも、保護者や地域の方等に対して周知することや、これまでの取り組み内容の一つひとつの丁寧な検証を行うことなどについて、今後検討していく必要があります。

■施策の方向（施策の視点）

- ① 特別支援教育の充実
- ② 教育相談の充実

■施策の内容

① 特別支援教育の充実

学校教育においては、障害の有無にかかわらず個人を尊重し、充実した学校生活が送れるよう、すべての子どもたちが地域の学校でともに学び、互いに支え合う教育環境づくりを進めることが重要です。

障害のある児童生徒一人ひとりの発達状況に応じた指導ができるよう教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して生きていくために必要な力を身につけられるよう、就学相談体制や特別支援教育体制を整備します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 特別支援教育体制推進事業の実施 | 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒と、保護者、学校に対して関係機関等と連携し、適切な環境整備に努めます。また、専門家による具体的な指導助言や相談の実施、研修会の開催などを行います。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育の校内体制の充実 | 各校の特別支援教育コーディネーターの研修会、必要な学校に配置された特別支援教育支援員研修会、教職員の研修会、児童生徒等の交流・共同学習を通して、校内の特別支援教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |

② 教育相談の充実

特別な支援が必要な児童生徒や、不登校等の悩みを抱える児童生徒、保護者への適切な支援に向けて、各職員のスキルアップ、職員同士の連携強化を通じて、持続可能な教育相談体制の構築を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------|---|-------|
| 教育相談の充実 | 「ほっとダイヤル」と「いじめメール相談」を設置し、教育相談体制を整えています。子育て世代包括支援センターなどの関係機関との連携により、家庭が抱える様々な悩みについての相談を受け、支援しています。 | 学校教育課 |

(4) 未来を切り拓く力の育成

■香取市の現状と課題

子どもには将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。そのため、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、子どもの発達段階に応じたキャリア教育をそれぞれの学校で取り組んでいくことが重要です。

また、パソコン及びインターネット等の環境整備や、プログラミング教育研修会を実施し、教職員のスキルアップを図っています。これまで以上に、時代に対応した情報環境の整備が求められています。

■施策の方向（施策の視点）

- ① グローバルに活躍する人材の育成
- ② 体験活動やキャリア教育の推進
- ③ 地域の伝統・文化・環境に対する理解と豊かな情操を育む教育の推進

■施策の内容

① グローバルに活躍する人材の育成

グローバル化が進む社会で子どもたちが生き抜くために、英語によるコミュニケーション能力を育む教育を中心とした、生きた英語の身につく授業に取り組みます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 国際理解教育の推進 | A L T（語学指導助手）を各学校に派遣し、外国語教育の充実を図っています。小中学校教員や、A L T対象の研修会の実施により、指導力の向上と授業改善に努めています。中学校国際交流事業を実施し、英語圏の国に代表生徒を派遣することで、生涯にわたって広い視野に立ちグローバル化に対応できる人材を育成しています。 | 学校教育課 |

② 体験活動やキャリア教育の推進

児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、進路を主体的に選択できる能力や態度を身に付けることができるよう、勤労観、職業観や道徳観の育成に努めます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 体験活動やキャリア教育の推進 | 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、体験活動やキャリア教育の推進を図ります。 職場体験やボランティア活動をとおして、望ましい勤労観、職業観や道徳観を育成しています。 | 学校教育課 |

③ 地域の伝統・文化・環境に対する理解と豊かな情操を育む教育の推進

本市は、豊かな自然、歴史、文化的環境など財産を保有しています。その財産に子どもたちがふれることにより、感動と驚きを体感し、豊かな感性を育むとともに、自然や環境への生きた理解を深めることに努めます。

【主要事業】

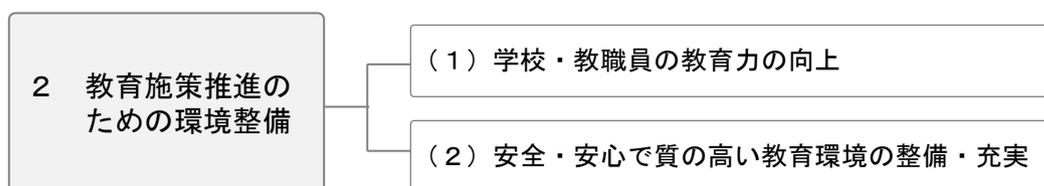
| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 地域の特性を生かした教育の推進 | 地域の自然、歴史、文化的環境など、地域の特性を題材とした教育を推進します。 特に、小学校3年生の社会科副読本「わたしたちの香取」を配付するとともに、各地区の伝統行事への参加や、伊能忠敬記念館等と連携し、人々の暮らしや、地域の特色、歴史等について学ぶ機会をつくっています。 | 学校教育課 |

施策大綱 2 教育施策推進のための環境整備

■ 施策の体系

[施策大綱]

[方針]



(1) 学校・教職員の教育力の向上

■ 香取市の現状と課題

学校において教員は、学習指導や児童生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められている中、国の調査において教員の長時間勤務が指摘されていることから、教員の業務の負担軽減等の方策について検討することが求められています。

また、学校現場と教育委員会との連携を一層強化し、学校組織の機能を強化するとともに、教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図ることが重要です。

■ 施策の方向（施策の視点）

- ① 持続可能な学校教育体制の整備
- ② 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善
- ③ ICT環境の整備と活用
- ④ 地域とともに歩む学校づくり

■ 施策の内容

① 持続可能な学校教育体制の整備

家庭、学校、地域社会における教育は、その連携の中でお互いを補いあい、総体として機能を高めていく必要があります。

学校の教育活動を支える人材の確保やネットワークづくりを進め、学校の特性や児童生徒の課題に応じた学校経営を推進します。そのために、保護者や地域への情報発信を充実させるとともに、家庭教育に困難を抱える保護者への支援を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| 学校評価・学校評議員制度の確立 | 学校評価を学校運営に生かすとともに地域住民や保護者の意見を幅広く聞き、学校評議員制度の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 家庭・学校・地域連携推進事業の実施 | 小中学生の保護者を対象に家庭の教育機能向上を図るとともに、地域学習の環境づくりや人々との交流、コミュニケーションの向上を図るため、三世代交流活動等を通じて地域との連携を深めていきます。 | 生涯学習課 |
| 学校開放事業の推進 | 生涯学習やスポーツ、地域のコミュニティ活動の場として、学校施設の開放を進めます。 | 生涯学習課 |

② 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善

知識・技能を生きて働くものとして習得することを含め、思考力・判断力・表現力等を育成すること、学びに向かう力・人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-------|
| 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善 | 指導主事の授業参観をとおして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動の展開を目指します。 | 学校教育課 |

③ ICT環境の整備と活用

教職員に1人1台校務支援システム^{*}を導入した端末の配備など、より利便性を図るとともに、学校間及び教育委員会ネットワークを導入し、情報連携等の推進を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| ICT環境の整備と活用 | 教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実を進め、小中学校全校に無線LANを整備するとともに、タブレット端末を導入するなどコンピュータやデジタル機器等の計画的な更新を進めます。 | 学校教育課 |

④ 地域とともに歩む学校づくり

子どもたちへの指導体制、相談体制の充実を図るとともに、地域のなかの学校として、地域と一体となって子どもたちを守り育てていく教育を推進します。また、これらを実現するため、地域活動が持続できるよう支援策を講じるとともに、これらが機能的に連携する教育コミュニティの形成に努めます。さらに、社会教育や生涯学習活動が、新たな地域活動や地域人材の育成につながるよう、循環型の生涯学習社会^{*}の実現を目指します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 教員の研修の充実 | 2・3年目教員や講師を対象とした研修会や、指導主事による授業参観を実施し、若年層教員の指導力、授業力の向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 教育相談・指導体制の充実 | 派遣のスクールカウンセラー [*] やスクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センターと連携し家庭からの相談に応じています。 | 学校教育課 |

^{*}校務支援システム・・・情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

^{*}生涯学習社会・・・「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

^{*}スクールカウンセラー・・・学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 学校評価・学校評議員制度の確立(再掲) | 各学校で学校評価年間計画を立て、広く地域住民や保護者の方々に、学校行事への参加や、授業参観を呼び掛けています。また、その上で学校評価や学校評議員会を行い、その声を学校経営に生かします。 | 学校教育課 |
| 学校支援ボランティアの活用 | 学校支援ボランティアを活用し、児童生徒の安全確保や学習環境の整備、学習や部活動への支援を行っています。 | 学校教育課 |
| 学校情報発信の促進 | 学校だよりの配付やホームページによる情報発信により、学校の現状を伝えながら、学校、家庭、地域が連携した教育活動を推進し、開かれた学校づくりを目指します。 | 学校教育課 |
| 安全な学校づくりの推進 | 児童生徒の安全を確保するため、「通学路安全プログラム」等の事業を推進するとともに、防犯ブザーの配付、避難訓練の実施などにより安全な学校づくりを推進します。 | 学校教育課 |
| 学校開放事業の推進(再掲) | 生涯学習やスポーツ、地域のコミュニティ活動の場として、学校施設の開放を進めます。 | 生涯学習課 |

(2) 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

■香取市の現状と課題

本市では、少子化が進んでいることにより学校が小規模化し、教育環境の向上が求められています。学校統合により、小規模化を解消することで教育の公平性、機会均等、教育環境の向上を図る必要があります。

また、多様化・高度化する学校教育への要請に応えるためには、保護者や地域住民の意向を踏まえた教育環境を整備し、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

さらに、入学・進学等、接続期の子どもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自尊感情を高めるためにも、小・中学校の9年間を見通した、育ちと学びの連続性が必要です。

■施策の方向（施策の視点）

- ① 開かれた教育行政の推進
- ② 安全・安心な施設環境の整備・充実
- ③ 学習環境等の整備・充実
- ④ 子どもの安全確保の推進

■施策の内容

① 開かれた教育行政の推進

市民に開かれた教育行政を推進するため、各地区を巡り「移動教育委員会」を開催します。また、各学校等に教育委員が訪問し、授業参観や児童生徒、教職員、市民との交流を通じて、市民の声を教育行政に生かすとともに、効率的で効果的な事業実施に向け、事務事業の点検・評価を行います。さらに市の教育振興を図るため、功績のあった市民等を対象に教育委員会表彰を行います。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| 移動教育委員会及び学校等訪問の実施 | 各地区で「移動教育委員会」を開催するとともに、教育委員が「学校等訪問」を行い、意見・要望を教育行政に反映します。 | 教育総務課 |
| 教育委員会議の公開 | 開かれた教育行政を推進するため、定例会議（原則月1回）の公開を行います。 | 教育総務課 |

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-------|
| 教育委員会事務事業の点検・評価の実施 | 事業内容の向上を図るため、毎年、教育委員会事務事業について点検・評価を行い、その結果を市民に公表します。 | 教育総務課 |
| 教育委員会表彰の実施 | 市の教育振興を図るため、教育、文化、スポーツ等の分野において顕著な功績を収めた個人、団体を対象に表彰を行います。 | 教育総務課 |

② 安全・安心な施設環境の整備・充実

児童生徒が快適で安全な学校生活が送れるよう、校舎の長寿命化改理事業を実施するとともに、学校再編を推進し、一定規模を確保することで教育水準の維持向上や教育の機会均等を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 長寿命化改理事業の実施 | 築 40 年を経過する老朽化した校舎・屋内運動場の長寿命化改理事業を実施し、安全で快適な教育環境を創出します。 | 教育総務課 |
| 学校等適正配置計画の推進 | 香取市学校等適正配置計画実施プラン（第 1 次改定版）により、市民協働で学校再編を推進します。 | 教育総務課 |

③ 学習環境等の整備・充実

経済的な理由などにより就学が困難な子どもに対して、学習の機会を保障するとともに、学校の設備や図書、教育用備品について、児童生徒数が減少しても一定の水準を保つ必要があるため引き続き整備していきます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|------------|---|----------------|
| 快適な教育環境の充実 | 快適な教育環境を創出するために、トイレの洋式化の推進、教育設備・備品・教材等の充実を図ります。 | 学校教育課 教育総務課 |
| 就学援助の実施 | 就学援助制度や遠距離通学、就園奨励費等の援助を行います。 | 学校教育課 |

④ 子どもの安全確保の推進

通学路見守り員の配置や通学路点検を行い、子どもの安全確保に努めます。また、家庭・地域と連携して、子どもの登下校を含めた子どもの安全を確保する体制づくりの充実に取り組みます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| クールバスの適正な運行管理 | スクールバスの運行管理については、活用状況やほかの公共交通機関運行形態等、様々な要素を総合的に勘案しながら、効率的かつ効果的に進めます。 | 学校教育課 |
| 安全な学校づくりの推進（再掲） | 児童生徒の安全を確保するため、「通学路安全プログラム」等の事業を推進するとともに、防犯ブザーの配付、避難訓練の実施などにより安全な学校づくりを推進します。 | 学校教育課 |

施策大綱 3 次代を担う青少年の健全育成

■ 施策の体系

[施策大綱]

[方針]

3 次代を担う青少年の健全育成

(1) 次代を担う青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

■ 香取市の現状と課題

本市では、学校外での体験活動の場を数多くの児童・生徒に提供し、異年齢交流を促進するとともに、非行防止活動を推進しています。

次代を担う青少年が社会性を育むためには、同年代のみならず、世代を超えた人や地域の人ともふれあうことが重要です。誰もが気軽に集い、利用できる場所や機会をつくることが求められます。

また、近年、子どもが巻き込まれる交通事故や、子どもが被害を受ける痛ましい事件が多発しており、地域で安全・安心に暮らしていくことへのニーズが高まっています。青少年はもちろん、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、地域で安全なまちづくりを推進していくとともに、家庭、学校、地域が連携を図り、青少年が非行や犯罪に関わることをないよう、支援することが重要です。

■ 施策の方向（施策の視点）

- ① 青少年育成体制の整備
- ② 家庭・学校・地域と連携した青少年育成活動の充実
- ③ 家庭教育の充実

■ 施策の内容

① 青少年育成体制の整備

少子化の影響などにより地域コミュニティ意識の希薄化が進むなか、学校・地域と連携しながら、青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年の非行防止活動を推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| 青少年相談員活動の充実 | 研修の実施により、青少年相談員の資質の向上を図り、スポーツや屋外活動など、青少年の健全育成活動を推進します。 | 生涯学習課 |
| 子ども会活動の活性化 | 少子化の影響などにより会員数が減少するなか、単位子ども会活動の充実や組織を強化するため、研修により指導者及び育成者の知識や技能を向上させるとともに、学校や地域と連携を強化し、活動の活性化を図ります。 | 生涯学習課 |
| ジュニアリーダーの育成 | 講習会の実施により、子ども会活動をサポートするジュニアリーダーを育成するとともに、各種行事に派遣し、積極的に子ども会の広報活動を行います。 | 生涯学習課 |
| 青少年のボランティア活動への参加促進 | 地域コミュニティ意識の希薄化が進むなか、青少年のボランティア活動への参加を促進します。 | 生涯学習課 |
| 青少年の非行防止活動の推進 | 防犯指導員を兼ねる青少年相談員による防犯パトロール、違法屋外広告物撤去など、学校・地域・警察と連携しながら、青少年の非行を防止し、有害環境から守るための活動を推進します。 | 生涯学習課 |

② 家庭・学校・地域と連携した青少年育成活動の充実

子どもたちが地域社会のなかで地域の住民の参画を得ながら、遊びやスポーツ、文化活動、地域住民との交流など、実体験の中から子どもたちの自主性・協調性、社会性、創造性を養うとともに、青少年の健やかな心身の成長を育みます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 通学合宿の開催 | 小学生が家庭を離れ、施設で共同生活を送りながら学校に通う「通学合宿事業」を開催し、体験を通して自主性・協調性、社会性を養います。 | 生涯学習課 |
| 放課後子ども教室の開催 | 放課後や週末などに子どもたちの適切な遊び場や生活の場を確保するため、地域の住民の参画を得ながら遊びやスポーツ、文化活動、地域住民との交流を実施します。 | 生涯学習課 |
| 親子ふれあい教室の開催 | 親子のふれあいを深め、子どもの創造性を高める親子ふれあい教室を開催します。 | 生涯学習課 |
| わんぱく教室の開催 | 生涯学習人材バンクの登録指導者を中心に、家庭では経験することのできない自然体験学習や創作・スポーツ活動などを通じて、青少年の健やかな心身の成長を育みます。 | 生涯学習課 |

③ 家庭教育の充実

学校教育の土台となり、子どもの人間形成に重要な役割を持つ家庭教育の充実を図るため、その重要性について啓発活動を行なうとともに環境整備に取り組みます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 家庭・学校・地域連携推進事業の実施 | 小中学生の保護者を対象に、家庭教育学級を開設し、家庭の教育機能を高めるとともに、地域住民との関わりをもちながら、家庭教育の充実と地域の教育環境の充実を図り、素直で明るく、豊かな心を持った青少年を育成します。 | 生涯学習課 |
| 乳幼児家庭教育学級の開催 | 乳幼児の保護者を対象に、心身の健康、生活習慣、保健環境などの面から望ましい子育てを考える学級を開催し、家庭と地域とのつながりを深められる場を提供します。 | 生涯学習課 |

施策大綱 4 ひかれた生涯学習活動の振興

■ 施策の体系

[施策大綱]

[方針]

4 ひかれた生涯
学習活動の振興

(1) 多様な学びをつなぐ生涯学習活動の振興

■ 香取市の現状と課題

生涯学習活動の拠点施設の多くは老朽化が著しく、佐原中央公民館と佐原中央図書館は、建設が予定される佐原駅周辺地区複合公共施設への機能移転が計画されています。また、山田公民館も施設・設備の経年劣化が進行しています。

多様化する市民の学習ニーズや学習課題に迅速かつ的確に corres 応するためには、日頃から市民の声や社会情勢を的確に把握し、求められる学習機会の情報を効果的に市民に提供していく体制を整備する必要があります。

さらに、すべての市民が地域社会の一員として地域の活動に参加できる社会の構築に向けて、年齢や性別、人種、障害の有無にかかわらず、地域の中で豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びの機会の提供や社会参加に向けた支援を行う必要があります。

■ 施策の方向（施策の視点）

- ① 生涯学習活動の推進
- ② 活動拠点の機能充実
- ③ 文化・芸術活動の振興

■施策の内容

① 生涯学習活動の推進

人生 100 年時代を見据え、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての人の学ぶ意欲を支える機会の充実を図ります。

また、市民の自主的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決や子どもたちの教育に活かすことができる環境づくりとその充実を進めていきます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 生涯学習施策の推進 | 生涯学習推進計画を改定し、学習活動の活発化と体系的な施策の推進を図ります。 | 生涯学習課 |
| 学習プログラムの充実 | 時代の変化や情報技術の進歩を踏まえ、市民の学習ニーズに応える学習プログラムの導入に取り組みます。 | 生涯学習課 |
| 生涯学習情報の発信 | 市広報紙やホームページへの掲載、生涯学習ガイドブックの発行など、生涯学習事業に関する情報を広く市民に提供します。 | 生涯学習課 |
| 生涯学習人材バンクの活用 | 生涯学習分野の知識・技能を有する者をボランティアとして「生涯学習人材バンク」に登録し、講師・指導者として各種事業・学習活動に活用することで、市民の生きがいを支援します。 | 生涯学習課 |
| 地域の教育資源の活用 | 市民講座や教室、イベントの開催には、地域のボランティアの協力を得て、地区集会施設や里山、伝統行事などの地域資源を活用します。 | 生涯学習課 |

② 活動拠点の機能充実

多様化、高度化する市民の生涯学習ニーズへの対応を図るため、より豊かな生活の実現に向けた課題を見出し、解決することができるよう、現代的・社会的な課題に対応した講座等を実施するほか、学習支援等、市民がつどい、学び合える場として社会教育施設等の再整備と機能の充実を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 社会教育施設の再整備と充実 | 市民の生涯学習活動の拠点である公民館、図書館等の施設は、再整備及び改修、または適正な維持管理に努め、機能の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 図書館等の蔵書の充実 | 利用者が求める蔵書のニーズを把握し、それに合致した蔵書の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 図書館等の機能充実及びネットワーク化の推進 | 佐原中央図書館を中核とするネットワークを介した情報提供サービスの拡充を図ります。 | 生涯学習課 |
| 伊能忠敬記念館活動の充実 | 国宝である伊能忠敬関係資料の保存と活用に努めるとともに、各地に残る資料の収集・調査を進め、忠敬翁の業績普及を進めます。小・中学校の児童生徒と外国人の利用を考慮した常設展示の改修を目指し、計画を策定します。 | 生涯学習課 |

③ 文化・芸術活動の振興

市民のニーズに応じた文化・芸術活動に親しむ機会を拡充するとともに、市民が主体となった文化創造に向けた取り組みを進め、豊かで格調高い地域文化の育成を図ります。

【主要事業】

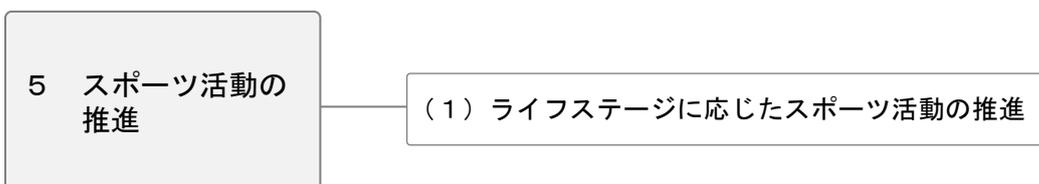
| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 文化・芸術活動団体の活動支援 | 市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、活動団体への支援を行うとともに、各種の情報の提供を行います。 | 生涯学習課 |
| 文化・芸術に触れる機会の提供 | 普段体験することができない「生」の演奏会など、文化性の高い芸術を鑑賞する機会を提供し、市民の感性を高め地域文化の育成を図ります。 | 生涯学習課 |

施策大綱 5 スポーツ活動の推進

■ 施策の体系

[施策大綱]

[方針]



■ 香取市の現状と課題

本市では、香取市民レガッタをはじめ、カヌー、ボート、水上スキーなどの水上スポーツ大会が行われているとともに、年間を通じて各種クラブが水面を利用した活動を行っています。また、香取小江戸マラソン大会については、歴史的な街並みを走る特色のある大会として定着し、安定した参加者数のもと大会を開催しています。

今後、生涯スポーツ社会を実現するにあたっては、地域を核としたスポーツ活動をより一層推進することが重要な役割を担います。このことから、市民がいつでも気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努める必要があります。

また、本計画期間中には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会という、大規模な国際的スポーツイベントが開催されます。大会前のスポーツ気運の高まりを自主的・恒常的なスポーツ活動として定着させ、大会後には大会のレガシーを市民のスポーツ振興に活用する取り組みを推進していく必要があります。

■ 施策の方向（施策の視点）

- ① 豊かなスポーツライフの実現
- ② スポーツ活動の環境整備
- ③ 競技スポーツの推進

■施策の内容

① 豊かなスポーツライフの実現

市民がスポーツを通して主体的に健康づくりに取り組めるようにするため、スポーツ団体等への支援や、高齢者・障害のある人が気軽に参加できるような環境づくりの推進を図ります。また、子どもの体力向上については、体力テスト全項目のレベルアップを目標に、指導体制を含めたスポーツ環境の充実を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 子どものスポーツ活動の充実 | 子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図ります。また、健康教育、学校体育の充実を図るとともに、望ましい生活習慣づくりと食に関する指導を関係機関と連携をとりながら、その充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 生涯スポーツの推進 | スポーツを通じ生涯にわたって心身ともに豊かで健康な生活の実現を目指し、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備を図ります。 | 生涯学習課 |
| 高齢者・障害のある人のスポーツ推進 | 健康づくりの観点から関係機関と連携し、高齢者・障害のある人がスポーツ活動などへ気軽に参加できる環境づくりの推進を図ります。 | 生涯学習課 |
| スポーツ団体の支援 | 体育協会、スポーツ少年団などによるスポーツ活動の活性化を図るため、各種団体への支援を行います。 | 生涯学習課 |
| 水上スポーツ等の推進 | 地域の特性を活かした水上スポーツや香取小江戸マラソン大会などの特色のあるスポーツ大会を全国に情報発信し、市の活性化を図ります。 | 生涯学習課 |

② スポーツ活動の環境整備

市民のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツボランティア・指導者の育成に努めます。また、既存施設の安全な管理に努めるとともに、点在するスポーツ施設の在り方及び、不足する施設の整備を含め総合的なスポーツ施設「総合運動公園」について検討を進めます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 総合型地域スポーツクラブの育成 | 地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立を促進し、その育成を図ります。 | 生涯学習課 |
| スポーツボランティア・指導者の育成 | 市民がスタッフとして大会やイベントに参加できる体制づくりを進め、スポーツボランティアを育成するとともに、スポーツボランティア登録制度の創設を図ります。また、公認スポーツ指導者や障害のある人のスポーツ指導者については、指導者講習会や研修会を実施し、指導者の養成を図ります。 | 生涯学習課 |
| スポーツ施設の整備充実 | 生涯スポーツの推進を図り、市民が「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめるよう、スポーツ施設の整備充実に取り組みます。 | 生涯学習課 |

③ 競技スポーツの推進

競技スポーツの推進を図るため、市民、特に子どもたちがスポーツへの憧れを抱いたり、スポーツの生み出す大きな感動・興奮を感じたりする機会の充実を図ります。

【主要事業】

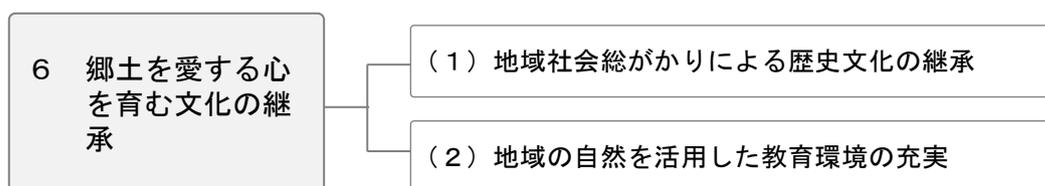
| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| トップアスリートによる講演会等の開催 | トップアスリート（国体優勝者等）によるレベルの高い講演会及びスポーツ教室等を開催します。 | 生涯学習課 |
| スポーツ優秀選手への表彰制度・派遣費の充実 | スポーツ優秀選手に対する表彰制度、派遣費の整備を図ります。 | 生涯学習課 |

施策大綱 6 郷土を愛する心を育む文化の継承

■ 施策の体系

[施策大綱]

[方針]



(1) 地域社会総がかりによる歴史文化の継承

■ 香取市の現状と課題

文化財や遺跡などの歴史文化遺産を訪れた子どもや大人が新たな発見をし、自ら学ぶことができるよう、学校教育や生涯学習の資源として、また、まちのにぎわいを生み出すような地域資源として活用、整備をしていくことが必要です。これからの取り組みを通じて、地域の誇り、そして、愛着を感じることができる心の涵養に努めていくことが必要です。

■ 施策の方向（施策の視点）

- ① 文化財の指定と保存・活用
- ② 文化財の継承
- ③ 埋蔵文化財の保護と出土品等の管理

■ 施策の内容

① 文化財の指定と保存・活用

歴史文化遺産や遺跡の内容を把握するための各種調査を実施し、その成果をもとに関係機関と協議した上で、新規文化財指定、史跡の指定範囲の拡大及び公有化の推進を図り、適切な保全を行います。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 良文貝塚の指定地拡大を検討 | 発掘調査報告書刊行後は、現在の地点的指定から広域範囲の指定を図り、貝塚及び居住域からなる遺跡全体の保護を目指します。 | 生涯学習課 |
| 香取神宮遺跡の史跡指定を検討 | 発掘調査報告書刊行後に関係機関と協議を進めます。 | 生涯学習課 |
| 下総佐倉油田牧跡の公有地化及び史跡整備を推進 | 史跡の保護と公開に向けた事業を進めます。 | 生涯学習課 |
| 伊能忠敬旧宅跡の指定地拡大を検討 | 建物部分に限定されている指定範囲を敷地全体に拡張するため、江戸時代等の遺構を確認するための調査を行い、報告書刊行後に関係機関と協議を進めます。 | 生涯学習課 |
| 歴史文化遺産の新規文化財指定 | 地域の歴史文化遺産の保存のため、市文化財保護審議会の審議を経て、市の文化財として新規指定を進めます。 | 生涯学習課 |

② 文化財の継承

文化財等の保存・整備を継続し、地域資源として活用していきます。また、市内に所在する指定文化財の有効活用を促進するため、基礎的調査及び保存活動を進めるとともに、文化財マップの作成を行うことで、文化財の市民への普及・啓発を図ります。

また、数多くの文化資源をもつ、誇りある歴史のまちとしての特性を維持し、それを観光事業などに活用していくために、各所に残る伝統芸能及びその用具等の保存や祭事の伝承を行います。

伝統的建造物群保存地区の中心的施設である三菱銀行佐原支店旧本館の安全を確保するため専門家等の意見を踏まえ、今後の方向性について検討します。

香取市歴史的風致維持向上計画に基づき、三菱銀行佐原支店旧本館保存修理事業をはじめ、市が行う各種の歴史まちづくり事業に活用します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|--|-------|
| 指定史跡、天然記念物等の管理事業 | 見学者が多い主要な史跡等の草刈りや管理業務等を行います。 | 生涯学習課 |
| 指定文化財の保存管理 | 指定文化財を適正に保存管理するために、所有者・管理者への支援を行います。 | 生涯学習課 |
| 三菱銀行佐原支店旧本館保存修理事業 | 保存修理工事を実施し、建物の安全性を確保した上で、文化財建造物として公開し、町なみ観光の拠点施設として活用を図ります。 | 生涯学習課 |
| 香取市文化財保存活用地域計画及び個々の国指定文化財保存活用計画等の策定 | 香取市が目指す文化財の保存・活用に関する目標や取り組みを記載した香取市文化財保存活用地域計画、個々の国指定文化財に対する保存・活用の基本的な考え方を定めた保存活用計画、具体的な取り組みを定めた整備計画を策定し、市内に所在する文化財の保存・活用について中長期的に取り組んでいきます。 | 生涯学習課 |
| 文化財の普及事業 | 文化財の普及のため、説明板の設置促進を行うとともに、文化財マップを作成します。また、日本遺産事業を通じての啓発にも努めます。 | 生涯学習課 |
| 佐原山車行事伝承保存会の活動支援事業 | 国指定重要無形民俗文化財の保持団体である佐原山車行事伝承保存会の活動を支援することで、正しい伝統芸能や祭事などを後世に伝えていきます。他の無形文化財についても、保存・伝承活動を支援します。 | 生涯学習課 |
| 伝統芸能等に係る後継者育成事業 | 伝統芸能等を次世代に繋げるために体験や発表の場を提供することで活動支援を図っていきます。 | 生涯学習課 |

③ 埋蔵文化財の保護と出土品等の管理

民間、公共機関の開発行為に伴う発掘調査や個人宅地造成等による緊急の発掘調査を実施します。また、発掘調査によって出土した遺物を保管する場所を確保し、適切な管理に努めます。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 埋蔵文化財発掘調査事業 | 個人・民間・市公共事業等による各種開発事業に伴い、埋蔵文化財の取扱いを適正に判断し、開発事業者と協議を進めます。 | 生涯学習課 |
| 文化財保存施設の管理 | 発掘調査による出土遺物や図面・写真等の記録類を適切に管理します。 | 生涯学習課 |

(2) 地域の自然を活用した教育環境の充実

■香取市の現状と課題

本市では、自然が多く残されており、里山や水辺などの自然空間が市民や事業者との協働で手入れされ、多様な生き物や植物が確認でき、自然観察会やホテル観賞会が開催されています。また、自然とふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

地域の自然を活用し、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる人づくりを目指していく必要があります。

■施策の方向（施策の視点）

- ① 学校における環境教育の充実
- ② 地域における環境学習機会の拡充

① 学校における環境教育の充実

将来の世代における環境問題解決の担い手となる児童生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取り組みを推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|---------|---|-------|
| 環境教育の充実 | リサイクル活動の推進、環境保護のポスターコンクールへの出品、樹木ラベル取り付け運動の啓発等の取り組みにより、環境教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |

② 地域における環境学習機会の拡充

より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫などの改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業の内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 自然体験・環境学習の充実 | わんぱく教室や親子ふれあい教室、市民講座等の各種教室において、地域の自然を活用したプログラムを導入し、環境問題に対する市民の意識を高めます。 | 生涯学習課 |
| 地域の教育資源の活用（再掲） | 市民講座や教室、イベントの開催には、地域のボランティアの協力を得て、地区集会施設や里山、伝統行事などの地域資源を活用します。 | 生涯学習課 |



計画の推進に向けて

1 推進体制の確立

教育ビジョンで掲げた基本目標の実現に向けて、市民ニーズを反映した市民協働の生涯学習の振興を図るとともに、関係機関、各種団体等と連携し、各施策を推進します。また、総合教育会議において継続的な審議を行うことなどにより、市長部局を含めた庁内推進体制を強化します。

2 市総合計画の重点プロジェクトとの整合

第2次香取市総合計画では、重点プロジェクトを設定しており、本計画と密接な関係があるプロジェクトは、「人を惹きつけるまちづくり」と「次世代へ続く地域づくり」です。

このプロジェクトがより効果的に実施されるよう、本計画の推進において、目標の共有と、取り組みの方向についての妥当性を常に点検していきます。

◎人を惹きつけるまちづくりプロジェクト・・・本市への来訪者が、「行ってみたい」から「行きたい」と思えるよう、歴史・食などの資源の活用により、地域の魅力を最大限に活かす取り組みや移住のための支援を行い、市外からの人の流れを創出します。

取り組みの方向性 ○歴史・文化の活用 ○特色ある学校教育の推進

推進の中心となる施策 ○学校教育 ○歴史・文化

◎次世代へ続く地域づくりプロジェクト・・・本市では、地域の活力の低下により、行政サービス等の維持が困難になる恐れがあります。また、近年、行政だけでは解決困難な様々な課題が増えており、市民、企業等と行政が一体となって課題解決に取り組み必要があります。さらに、合併による財政優遇処置の段階的な解消に伴い、本市の財政状況は厳しさを増していることから、行政サービスの質と量を維持するため、効率的な行財政運営を推進します。

取り組みの方向性 ○市民協働による地域づくり ○行政運営・財政運営

推進の中心となる施策 ○教育施設・環境の整備

3 計画の周知と各種情報の収集・発信

計画の着実な推進を図るため、計画に掲げた基本理念や基本方針などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、各種施策・事業の実施にあたっては、市民や関係機関・各種団体との協働による取り組みが必要であるため、教育に関する施策について、迅速かつ的確な情報の収集・発信を図り、市民意見やニーズの把握・反映に努めます。

4 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行った報告書を作成しています。

本計画を効果的かつ着実に推進するため、指標項目に基づく PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルにより、点検・評価を行いつつ、その結果に対応した施策の実行に努めます。

なお、教育の評価は、必ずしも数値により算定できるものではありませんが、短期的に繰り返し改善を図る必要があるものについては、文部科学省で統計調査を行う全国学力・学習状況調査、教育委員会において毎年度実施する「点検・評価」や香取市総合計画に掲げる指標等を参考指標として対応策を講じていきます。